

輸出入フリータイムおよび Demurrage / Detention 料金について

輸出入ともに弊社規定のフリータイムがございます。このフリータイムを超えた日数に超過料金がかかります。

フリータイム起算日:

輸出: 原則として、空コンテナを引き取られた日の翌日から、また実入りコンテナがヤードに搬入された日の翌日から始まります。

輸入: 原則として、本船着岸日翌日から、また実入りコンテナを引き取られた日の翌日から始まります。

フリータイムのカウント方法:

輸出: 空コンテナの引取り日翌日、または実入りコンテナ搬入の翌日以降、土日祝祭日を含む全ての日がフリータイムとしてカウントされます。ただし、Working Day(稼働日)にてフリータイムの設定がある場合には、土日祝祭日は含みません。

輸入: 本船着岸日翌日、または実入りコンテナ搬入の翌日以降、土日祝祭日を含む全ての日がフリータイムとしてカウントされます。ただし、Working Day(稼働日)にてフリータイムの設定がある場合は、土日祝祭日を含みません。

超過料金の算定方法:

フリータイムが切れた後は、土日祝祭日を含む全ての日が超過料金加算対象となります。

フリータイムが切れた翌日が休日に該当する場合は、休日より料金が発生いたします。

輸出: 実入りコンテナ搬入日、本船出港日も超過料金算定に含まれます。

輸入: 実入りコンテナ搬入日、空コンテナ返却日も超過料金算定に含まれます。

主たる例外規定:

- 横浜受け東京積み、大阪受け神戸積みなど実際の積港以外の CY でお受けした場合には、貨物をお受けした CY 搬入翌日からフリータイムが適用されます。輸入の場合には、この逆となりますが、揚げ港以外の CY(神戸揚げ、大阪渡し、横浜揚げ苦小牧渡し等)に搬入した翌日よりフリータイムがカウントされます。
- 名古屋港の搬出につきましては、名古屋港の公共 CY 原則 10 日間(土日含む)ですが、弊社規定のフリータイム期間(土日祝含む 7 日間)を超えて蔵置された場合には Demurrage が発生します。
- 危険品の場合フリータイムの設定はございません。規定の CY カット当日のみの搬入受付となります。
- 輸出のための空コンテナ搬出後にブッキングをキャンセル又は内容変更によって搬出したコンテナが使用されなくなった場合には、フリータイムの適用はございません。搬出当日より弊社規定の Detention チャージがかかります。
- 輸出のための実入りコンテナ CY 搬入後にブッキングをキャンセル又は本数変更によって搬出したコンテナを使用されなくなった場合には、フリータイムの適用はございません。搬入当日より弊社規定の Demurrage チャージがかかりますのでご注意ください。
- 40'high cube コンテナにつきましては、以下の弊社タリフ「40」欄と同じ金額になります。

次ページに起算例を提示いたしますので、ご参照ください。

なお、輸出入フリータイムおよび超過料金(Demurrage・Detention Charge)は弊社 HP より Japan の項をご確認ください。

CMA CGM <https://www.cma-cgm.com/ebusiness/tariffs/demurrage-detention>

ANL <https://www.anl.com.au/ebusiness/tariffs/demurrage-detention>

CNC <https://www.cnc-ebusiness.com/ebusiness/tariffs/demurrage-detention>

輸出

Demurrage起算例



Detention起算例



Booking Cancel時の起算例



*土日祝祭日を含む全ての日がカウントされます。

輸入

Demurrage起算例 (DRY 7 Calendar days)



Detention起算例 (DRY 7 Calendar days)



Demurrage起算例 (REEFER 3 Working days)

*土日祝日を挟む場合



*土日祝日を挟まない場合



Detention起算例 (REEFER 4 Calendar days)

